

寄付受付のご案内



独立行政法人
国立がん研究センター



当センターは、昭和37年に創設され今日までがんの研究と医療に先駆的に取り組み、わが国のがんの研究・医療をリードしてきた機関です。平成22年4月、独立行政法人国立がん研究センターに移行し、新たな基本理念

「世界最高医療と研究を行う」、
「患者目線で政策立案を行う」

のもとに、新生国立がん研究センターとして「All Activities for Cancer Patients（職員の全ての活動はがん患者の為に!）」を新標語として掲げ、今後さまざまな取り組みを行ってまいります。国立がん研究センターは患者さん及び国民の皆様とともに、医師、看護師、研究員等職員一丸となって、がん医療に関する調査、研究及び技術の開発並びに関連する医療の提供・情報発信、技術者の研修、政府への政策提言等を行うとともに、さらに高いレベルでの成果を実現して、国民、患者さんの期待及び要請にお答えする所存であります。

この度、皆様方からの寄付金の受入を開始しましたので、ご案内いたします。

【寄付金の税法上の特典について】

独立行政法人国立がん研究センターは、法律で設立された特別な法人ですので、当センターへの寄付金については、税制上の優遇措置が適用され、**所得税**、**法人税**及び**相続税**などの**寄付控除**が受けられます。

新生国立がん研究センター
All Activities for Cancer Patients
職員の全ての活動はがん患者の為に!

お問い合わせ先

独立行政法人国立がん研究センター

(中央病院)総務部総務課 03-3547-5201 (内線2112)

(東病院)管理課 04-7133-1111 (内線2312)

(受付時間 月 ~ 金 9:00 ~ 17:00)

寄付と税金

当センターへの寄付金には、特定公益増進法人への寄付として税法上（**所得税、法人税、相続税**）の優遇措置があります。また、東京都にお住まいであれば、**個人住民税**の寄付金税額控除の対象となります。

※ 税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室、東京都区市町村にお問い合わせください。

個人住民税の寄付金控除制度について

1. 個人住民税の寄付金控除制度とは

一定の団体に個人が寄付をした場合、申告を行うことで個人住民税の一定の額が税額から控除される制度です。

2. 控除額

$(\text{寄付金額} - 5,000\text{円}) \times 4\%$ に相当する金額が個人住民税から控除されます。

3. 寄付金税額控除の手続

個人住民税からの寄付金税額控除を受けるためには、寄付をした方からの申告が必要となります。

○確定申告が必要です。

寄付をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要があります。

○申告にあたっては、寄付をした際に受け取った寄付金受領証明書等の添付が必要です。

○寄付をした翌年1月1日に東京都にお住まいであれば、東京都で寄付金税額控除を受けることができます。

○対象となる寄付金については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

寄付について

独立行政法人国立がん研究センター
総務部総務課 03-3547-5201 (内線2112)
(受付時間 月 ~ 金 9:00 ~ 17:00)

税金について

東京都主税局課税部課税指導課
TEL: 03-5388-2956
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kihukin2.pdf>

様式1

平成 年 月 日

独立行政法人
国立がん研究センター理事長 殿

郵便番号 □□□—□□□□
住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあつては法人名、職名、氏名)

寄 付 申 出 書

独立行政法人国立がん研究センター寄付金等受入規程の内容を了知のうえ、
下記のとおり貴センターに寄付を行いたいのので申し出ます。

記

- 1 寄付金品の名称、数量及び価格（金銭にあつては金額）
- 2 寄付の予定期日 平成 年 月
- 3 寄付の方法
- 4 そ の 他